

○ 銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成二十六年金融庁告示第七号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

		改 正 後		改 正 前	
		(単体自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項)		(単体自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項)	
		第二条	【略】	第二条	【同上】
3	2	〔2〕	〔略〕	〔3〕	〔2〕
3	2	〔1〕	〔略〕	〔1〕	〔同上〕
7	七	〔2〕	〔1〕	〔2〕	〔1〕
(1)	〔1〕	〔2〕	〔1〕	〔2〕	〔1〕
(2)	〔2〕	〔3〕	〔2〕	〔3〕	〔2〕
(3)	〔3〕	〔法〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕

(1) トレーディング勘定に分類する商品の範囲を定める
(2) トレーディング勘定に分類する商品の範囲を定める
(3) トレーディング勘定に分類する商品の範囲を定める

ための方針及び手続（低流動性ポジションの特定、管理及び監視に係る方法を含む。）

(3) トレーディング勘定とバンキング勘定との間の商品の振替を行つた場合には、次に掲げる事項

(i) 当該振替を行つた商品の市場価値及びグロスの公正価値

当該振替の理由

(4) 内部取引担当デスクのリスク移転の状況

「ロット 略」

「八〇十二 略」

〔4〕〔7〕

「加える。」
「加える。」

「ロット 同上」
「八〇十二 同上」

〔4〕〔7〕
同上

(単体自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項)

第十二条 「略」

〔3〕〔2〕

第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

「一〇六の二 略」

七 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（自己資本比率告示第三十七条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）

イ リスク管理の方針、手続及び体制の概要（次に掲げる事項を含む。）

(1) 「略」

「削る。」

(2) トレーディング勘定に分類する商品の範囲を定める

ための方針及び手続

(4) トレーディング勘定とバンキング勘定との間の商品の振替の状況及び振り替えた場合にはその理由

「加える。」
「加える。」

「ロット 同上」
「八〇十二 同上」

〔4〕〔7〕
同上

(単体自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項)

第十二条 「同上」

〔3〕〔2〕

「一〇六の二 同上」

七 「同上」

イ 「同上」

「同上」

(1) 低流動性ポジションの特定、管理及び監視に係る方

(2) トレーディング勘定に分類する商品の範囲を定める

ための方針及び手続（低流動性ポジションの特定、管理及び監視に係る方法を含む。）

(3) トレーディング勘定とバンキング勘定との間の商品の振替を行つた場合には、次に掲げる事項

(i) 当該振替を行つた商品の市場価値及びグロスの公正価値

当該振替の理由

(4) 内部取引担当デスクのリスク移転の状況

「口ト 略」

「略」

「削る。」

「削る。」

(2) トレーディング勘定に分類する商品の範囲を定める

ための方針及び手続

(4) トレーディング勘定とバンキング勘定との間の商品の振替の状況及び振り替えた場合にはその理由

「加える。」
「加える。」

「加える。」

「加える。」

「加える。」

「加える。」

「加える。」

「加える。」

「加える。」

「加える。」

「加える。」

「加える。」

「加える。」

「加える。」

「加える。」

「加える。」

「加える。」

「加える。」

「加える。」

(3) 法
トレーディング勘定に分類する商品の範囲を定める方

ための方針及び手続（低流動性ポジションの特定、管理及び監視に係る方法を含む。）

(3) トレーディング勘定とバンキング勘定との間の商品の振替を行つた場合には、次に掲げる事項

(i) 当該振替を行つた商品の市場価値及びグロスの公正価値

当該振替の理由

(4) 内部取引担当デスクのリスク移転の状況

「口うト 略」

「九〇十一 略」

「4〇6 略」

「加える。」

「口うト 同上」

「九〇十一 同上」

「4〇6 同上」

ための方針及び手続

(4) トレーディング勘定とバンキング勘定との間の商品の振替の状況及び振り替えた場合にはその理由

「加える。」

「口うト 略」

「九〇十一 略」

「4〇6 略」

「加える。」

「口うト 同上」

「九〇十一 同上」

「4〇6 同上」

ための方針及び手続（低流動性ポジションの特定、管

（銀行持株会社における連結会計年度の開示事項）

第十五条 「略」

「略」

第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

「一〇七の二 略」

八 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（持株自己資本比率告示第十四条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）

イ リスク管理の方針、手続及び体制の概要（次に掲げる事項を含む。）

(1) 「略」
〔削る。〕

(2) トレーディング勘定に分類する商品の範囲を定めるための方針及び手続（低流動性ポジションの特定、管

（銀行持株会社における連結会計年度の開示事項）

第十五条 「同上」

「同上」

「一〇七の二 同上」

八 「同上」

イ 「同上」

〔同上〕

(1) 「同上」

(2) 〔法〕

低流動性ポジションの特定、管理及び監視に係る方

トトレーディング勘定に分類する商品の範囲を定めるための方針及び手続

理及び監視に係る方法を含む。）

(3) トレーディング勘定とバンキング勘定との間の商品の振替を行った場合には、次に掲げる事項

(i) 当該振替を行った商品の市場価値及びグロスの公正価値

当該振替の理由

内部取引担当デスクのリスク移転の状況

〔4〕
〔九
〔口
〔十一
略〕

〔4〕
〔口
〔ト
〔略〕

〔略〕

〔4〕
〔九
〔口
〔十一
同上〕

〔口
〔ト
〔同上〕

〔同上〕

(4) トレーディング勘定とバンキング勘定との間の商品の振替の状況及び振り替えた場合にはその理由
「加える。」
「加える。」

(別紙様式第一号)

(単位：百万円、%)

CC 1：自己資本の構成（銀行単体）

国際様式 の該当番 号 〔略〕	項目	イ	ロ	ハ	
		当期末	前期末	別紙様式 第十三号 (CC 2) の参照項 目	
〔項を削る。〕					
〔項を削る。〕					
〔項を削る。〕					
79	適格引当金に係る Tier 2 資本算入上限額				

(別紙様式第一号)

(単位：百万円、%)

CC 1：自己資本の構成（銀行単体）

国際様式 の該当番 号 〔同左〕	項目	イ	ロ	ハ	
		当期末	前期末	別紙様式 第十三号 (CC 2) の参照項 目	
〔同左〕					
〔同左〕					
〔同左〕					
33+35	適格旧 Tier 1 資本調達手段の額のうちその他 Tier 1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
47+49	適格旧 Tier 2 資本調達手段の額のうち Tier 2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
79	適格引当金に係る Tier 2 資本算入上限額				
資本調達手段に係る経過措置に関する事項 (10)					
82	適格旧 Tier 1 資本調達手段に係る算入上限額				
83	適格旧 Tier 1 資本調達手段の額から適格旧 Tier 1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				
84	適格旧 Tier 2 資本調達手段に係る算入上限額				
85	適格旧 Tier 2 資本調達手段の額から適格旧 Tier 2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				

(注)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び銀行TLAC告示において使用する用語の例によるものとする。

〔1)～(9) 略〕

〔削る。〕

〔10〕 〔略〕

(注)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び銀行TLAC告示において使用する用語の例によるものとする。

〔1)～(9) 同左〕

〔10〕 資本調達手段に係る経過措置に関する事項

- a 「適格旧 Tier 1 資本調達手段に係る算入上限額」とは、自己資本比率改正告示（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準及び銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社及びその子会社の保有する資産に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（平成二十四年金融庁告示第二十八号）をいう。以下同じ。）附則第三条第一項の規定に従い、同項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧 Tier 1 資本調達手段に係る基準額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう。
- b 「適格旧 Tier 2 資本調達手段に係る算入上限額」とは、自己資本比率改正告示附則第三条第二項の規定に従い、同条第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧 Tier 2 資本調達手段に係る基準額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう。

〔11〕 〔同左〕

(別紙様式第二号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV 1：リスク・アセットの概要

[略]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～uu 略]

vv 項番 23「勘定間の振替分」の項には、自己資本比率告示第二章若しくは第三章又は持株自己資本比率告示第二章の規定により勘定間の振替を行った結果、マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額から信用リスク・アセットの額に加算する額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

[ww・xx 略]

yy 項番 26「フロア調整」の項には、自己資本比率告示第十三条若しくは第二十四条の規定又は持株自己資本比率告示第十三条の規定により自己資本比率告示第二条各号及び第二条の二第一項若しくは第十四条各号及び第十四条の二第一項又は持株自己資本比率告示第二条各号及び第二条の二第一項の算式の分母に加えるべき額（イ欄及びロ欄）及びこれらに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

[zz～ccc 略]

[(第二面)～(第七面) 略]

(第八面)

(単位：百万円)

CR 5a：標準的手法一資産クラス及びリスク・ウェイト別の信用リスク・エクスポージャー

項番	資産クラス	信用リスク・エクspoージャーの額（CCF・ 信用リスク削減手法適用後）
		リスク・ウェイト
[略]		

(別紙様式第二号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV 1：リスク・アセットの概要

[同左]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～uu 同左]

vv 項番 23「勘定間の振替分」の項には、自己資本比率告示第二章から第四章まで又は持株自己資本比率告示第二章から第四章までの規定により勘定間の振替を行った結果、マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額から信用リスク・アセットの額に加算する額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

[ww・xx 同左]

yy 項番 26「フロア調整」の項には、自己資本比率告示第十三条又は第二十四条の規定又は持株自己資本比率告示第十三条の規定により自己資本比率告示第二条各号及び第二条の二第一項又は第十四条各号及び第十四条の二第一項又は持株自己資本比率告示第二条各号及び第二条の二第一項の算式の分母に加えるべき額（イ欄及びロ欄）及びこれらに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

[zz～ccc 同左]

[(第二面)～(第七面) 同左]

(第八面)

(単位：百万円)

CR 5a：標準的手法一資産クラス及びリスク・ウェイト別の信用リスク・エクspoージャー

項番	資産クラス	信用リスク・エクspoージャーの額（CCF・ 信用リスク削減手法適用後）
		リスク・ウェイト
[同左]		

		[略]	合計
4	[略]	[略]	
	[略]	[略]	
5	[略]		
	カバード・ボンド向け		
	[略]		
9a	[略]		
	不動産関連向け うち、自己居住用不動産等向け		
	うち、抵当権が <u>第二順位以下</u> で適格要件をみたすもの		
9b	[略]		
	不動産関連向け うち、賃貸用不動産向け		
	うち、抵当権が <u>第二順位以下</u> で適格要件をみたすもの		
9c	[略]		
	不動産関連向け うち、事業用不動産関連		
	うち、抵当権が <u>第二順位以下</u> で適格要件をみたすもの		

	[同左]	[同左]
4	[同左]	[同左]
5	[同左]	
	カバード・ボンド	
	[同左]	
9a	[同左]	
	うち、抵当権が <u>第二順位</u> で適格要件をみたすもの	
9b	[同左]	
	うち、抵当権が <u>第二順位</u> で適格要件をみたすもの	
9c	[同左]	
	うち、抵当権が <u>第二順位</u> で適格要件をみたすもの	

9d	[略]	
	不動産関連向け うち、その他不動産関連	
	うち、抵当権が <u>第二順位以下</u> で適格要件をみたすもの	

[略]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十六条の五の規定又は持株自己資本比率告示第五十四条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a~t 略]

u 「不動産関連向け うち、自己居住用不動産等向け うち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの」の項には、自己資本比率告示第六十八条第三項又は持株自己資本比率告示第四十六条第三項に規定する適格要件の全てを満たし、かつ、抵当権が第二順位以下である自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

v [略]

w 「不動産関連向け うち、賃貸用不動産向け うち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの」の項には、自己資本比率告示第六十九条第三項又は持株自己資本比率告示第四十七条第三項に規定する適格要件の全てを満たし、かつ、抵当権が第二順位以下である賃貸用不動産向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

x [略]

y 「不動産関連向け うち、事業用不動産関連 うち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの」の項には、自己資本比率告示第七十条第三項において準用する自己資本比率告示第六十九条第三項又は持株自己資本比率告示第四十八条第三項において準用する持株自己資本比率告示第四十七条第三項に規定する適格要件の全てを満たし、かつ、抵当権が第二順位以下である事業用不動産関連エクスポージャーに係る額を記載すること。

z [略]

9d	[同左]	[同左]
	うち、抵当権が <u>第二順位</u> で適格要件をみたすもの	
	[同左]	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十六条の五の規定又は持株自己資本比率告示第五十四条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a~t 同左]

u 「不動産関連向け うち、自己居住用不動産等向け うち、抵当権が第二順位で適格要件をみたすもの」の項には、自己資本比率告示第六十八条第三項又は持株自己資本比率告示第四十六条第三項に規定する適格要件の全てを満たし、かつ、抵当権が第二順位である自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

v [同左]

w 「不動産関連向け うち、賃貸用不動産向け うち、抵当権が第二順位で適格要件をみたすもの」の項には、自己資本比率告示第六十九条第三項又は持株自己資本比率告示第四十七条第三項に規定する適格要件の全てを満たし、かつ、抵当権が第二順位である賃貸用不動産向けエクspoージャーに係る額を記載すること。

x [同左]

y 「不動産関連向け うち、事業用不動産関連 うち、抵当権が第二順位で適格要件をみたすもの」の項には、自己資本比率告示第七十条第三項において準用する第六十九条第三項又は持株自己資本比率告示第四十八条第三項において準用する持株自己資本比率告示第四十七条第三項に規定する適格要件の全てを満たし、かつ、抵当権が第二順位である事業用不動産関連エクspoージャーに係る額を記載すること。

z [同左]

aa 「不動産関連向け うち、その他不動産関連 うち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの」の項には、抵当権が第二順位以下であるその他不動産関連エクスボージャーに係る額を記載すること。

bb 項番9e「不動産関連向け うち、ADC向け」の項には、ADC向けエクスボージャー（自己資本比率告示第七十条の三又は持株自己資本比率告示第四十八条の三に規定するADC向けエクスボージャーをいう。）に係る額を記載すること。また、項番9eに計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

[cc～jj 略]

[(第八面の二)～(第二十八面) 略]

(第二十九面)

(単位：百万円)

MR 3：簡易的方式によるマーケット・リスク相当額

[略]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a 項番1「金利リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額」の項には、自己資本比率告示第二百九十三条及び第二百九十四条の規定又は持株自己資本比率告示第二百七十二条第一項及び第二百七十二条の規定により算出した金利リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額（自己資本比率告示第二百九十四条第一項又は持株自己資本比率告示第二百七十二条第一項に規定する債券等に係る個別リスクの額及び一般市場リスクの額の合計額）を記載すること。

b 項番2「株式リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額」の項には、自己資本比率告示第二百九十三条及び第二百九十五条の規定又は持株自己資本比率告示第二百七十二条第一項及び第二百七十二条の規定により算出した株式リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額（自己資本比率告示第二百九十五条又は持株自己資本比率告示第二百七十二条第一項に規定する債券等に係る個別リスクの額及び一般市場リスクの額の合計額）を記載すること。

c 項番3「コモディティ・リスクの額」の項には、自己資本比率告示第二百九十三条及び第二百九十七条の規定又は持株自己資本比率告示第二百七十二条第一項及び第二百七十五条の規定により算出したコモディティ・リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額を記載すること。

d 項番4「外国為替リスクの額」の項には、自己資本比率告示第二百九十三条及び第二百九十六条の規定

aa 「不動産関連向け うち、その他不動産関連 うち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの」の項には、抵当権が第二順位であるその他不動産関連エクスボージャーに係る額を記載すること。

bb 項番9e「不動産関連向け うち、ADC向け」の項には、ADC向けエクスボージャー（自己資本比率告示第七十条の三第一項又は持株自己資本比率告示第四十八条の三第一項に規定するその他不動産関連エクスボージャーをいう。）に係る額を記載すること。また、項番9eに計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

[cc～jj 同左]

[(第八面の二)～(第二十八面) 同左]

(第二十九面)

(単位：百万円)

MR 3：簡易的方式によるマーケット・リスク相当額

[同左]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a 項番1「金利リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額」の項には、自己資本比率告示第二百九十四条の規定又は持株自己資本比率告示第二百七十二条の規定により算出した金利リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額（自己資本比率告示第二百九十四条第一項又は持株自己資本比率告示第二百七十二条第一項に規定する債券等に係る個別リスクの額及び一般市場リスクの額の合計額）を8パーセントで除して得た額を記載すること。

b 項番2「株式リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額」の項には、自己資本比率告示第二百九十五条の規定又は持株自己資本比率告示第二百七十三条の規定により算出した株式リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額（自己資本比率告示第二百九十五条又は持株自己資本比率告示第二百七十三条に規定する株式等に係る個別リスクの額及び一般市場リスクの額の合計額）を8パーセントで除して得た額を記載すること。

c 項番3「コモディティ・リスクの額」の項には、自己資本比率告示第二百九十七条の規定又は持株自己資本比率告示第二百七十五条の規定により算出したコモディティ・リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。

d 項番4「外国為替リスクの額」の項には、自己資本比率告示第二百九十六条の規定又は持株自己資本比

又は持株自己資本比率告示第二百七十二条及び第二百七十四条の規定により算出した外国為替リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額を記載すること。

- e 項番5「証券化エクスポート・リスナーに係る個別リスクの額」の項には、自己資本比率告示第三百二条の二から第三百二条の四までの規定又は持株自己資本比率告示第二百八十条の二から第二百八十条の四までの規定により算出した証券化エクスポート・リスナーの個別リスクの額並びに自己資本比率告示第三百二条の五及び第三百二条の六の規定又は持株自己資本比率告示第二百八十条の五及び第二百八十条の六の規定により算出した特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る個別リスクの額の合計額を記載すること。

[f・g 略]

- h イ欄には、自己資本比率告示第二百九十四条から第二百九十七条の三までの規定又は持株自己資本比率告示第二百七十二条から第二百七十五条の三までの規定により算出した簡易的方式によるマーケット・リスク相当額を記載すること。

- i ロ欄には、自己資本比率告示第二百九十九条の規定又は持株自己資本告示第二百七十七条の規定により算出した簡便法を用いる場合のオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額を記載すること。

- j ハ欄には、自己資本比率告示第三百条の規定又は持株自己資本比率告示第二百七十八条の規定により算出したオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額（自己資本比率告示第三百条第二号又は持株自己資本比率告示第二百七十八条第二号に規定するガンマ・リスク及び自己資本比率告示第三百条第三号又は持株自己資本比率告示第二百七十八条第三号に規定するベガ・リスクに係るマーケット・リスク相当額の合計額）を記載すること。

- k ニ欄には、自己資本比率告示第三百一条の規定又は持株自己資本告示第二百七十九条の規定により算出したシナリオ法を用いる場合のオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額を記載すること。

[l~n 略]

[(第三十面) ~ (第三十八面) 略]

率告示第二百七十四条の規定により算出した外国為替リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。

- e 項番5「証券化エクスポート・リスナーに係る個別リスクの額」の項には、自己資本比率告示第三百二条の二から第三百二条の五までの規定又は持株自己資本比率告示第二百八十条の二から第二百八十条の五までの規定により算出した証券化エクスポート・リスナーの個別リスクの額及び自己資本比率告示第三百二条の六の規定又は持株自己資本比率告示第二百八十条の六の規定により算出した特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る個別リスクの額の合計額を8パーセントで除して得た額を記載すること。

[f・g 同左]

- h イ欄には、自己資本比率告示第二百九十四条から第二百九十七条の三までの規定又は持株自己資本比率告示第二百七十二条から第二百七十五条の三までの規定により算出した簡易的方式によるマーケット・リスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。

- i ロ欄には、自己資本比率告示第二百九十九条の規定又は持株自己資本告示第二百七十七条の規定により算出した簡便法を用いる場合のオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。

- j ハ欄には、自己資本比率告示第三百条の規定又は持株自己資本比率告示第二百七十八条の規定により算出したオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額（自己資本比率告示第三百条第二号又は持株自己資本比率告示第二百七十八条第二号に規定するガンマ・リスク及び自己資本比率告示第三百条第三号又は持株自己資本比率告示第二百七十八条第三号に規定するベガ・リスクに係るマーケット・リスク相当額の合計額）を8パーセントで除して得た額を記載すること。

- k ニ欄には、自己資本比率告示第三百一条の規定又は持株自己資本告示第二百七十九条の規定により算出したシナリオ法を用いる場合のオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。

[l~n 同左]

[(第三十面) ~ (第三十八面) 同左]

(別紙様式第四号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV 1：リスク・アセットの概要

[略]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～t 略]

u 項番10「CVAリスク」の項目欄の額は、当中間期末を四半期末とする四半期に係る別紙様式第八号第六面及び当中間期に係る第十一面の四の開示を行う場合には、同様式第六面の項番3「CVAリスク」の項目欄の額及び第十一面の四の項番2「当中間期末」の項目の額と一致する。

[v～rr 略]

ss 項番21「マーケット・リスク うち、標準的方式適用分」の項目欄の額は、当中間期に係る第二十一面の開示を行う場合には、同面の項番12「合計」の項目の額と一致する。

tt 項番22「マーケット・リスク うち、内部モデル方式適用分」の項目欄の額は、当中間期末を四半期末とする四半期に係る別紙様式第八号第四面の開示を行う場合には、同面の項番16「マーケット・リスクの合計額(ACRtotal)」の項目の額から同面の項番13「内部モデルを使用しないトレーディング・デスクのマーケット・リスク(C_v)」の項目の額を控除した額を記載すること。

uu 「マーケット・リスク うち、簡易的方式適用分」の項目欄の額は、当中間期に係る第二十三面の開示を行う場合には、同面の項番6「合計」の項目欄からニ欄までの合計額と一致する。

vv 項番23「勘定間の振替分」の項には、自己資本比率告示第二章若しくは第三章又は持株自己資本比率告示第二章の規定により勘定間の振替を行った結果、マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額から信用リスク・アセットの額に加算する額(イ欄及びロ欄)及びこれに係る所要自己資本の額(ハ欄及びニ欄)をそれぞれ記載すること。

[ww・xx 略]

yy 項番26「フロア調整」の項には、自己資本比率告示第十三条若しくは第二十四条の規定又は持株自己資本比率告示第十三条の規定により自己資本比率告示第二条各号及び第二条の二第一項若しくは第十四条各号及び

(別紙様式第四号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV 1：リスク・アセットの概要

[同左]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～t 同左]

u 項番10「CVAリスク」の項目欄の額は、当中間期末を四半期末とする四半期に係る別紙様式第八号第六面及び当中間期に係る別紙様式第四号第十一面の四の開示を行う場合には、第六面の項番3「CVAリスク」の項目欄の額及び第十一面の四の項番2「当中間期末」の項目の額と一致する。

[v～rr 同左]

ss 項番21「マーケット・リスク うち、標準的方式適用分」の項目欄の額は、当中間期に係る第二十一面の開示を行う場合には、同面の項番12「合計」の項目の額から同面の項番13「内部モデルを使用しないトレーディング・デスクのマーケット・リスク(C_v)」の項目の額を控除した額を記載すること。

tt 項番22「マーケット・リスク うち、内部モデル方式適用分」の項目欄の額は、当中間期末を四半期末とする四半期に係る別紙様式第八号第四面の開示を行う場合には、同面の項番16「マーケット・リスクの合計額(ACRtotal)」の項目の額と一致する。

uu 「マーケット・リスク うち、簡易的方式適用分」の項目欄の額は、当中間期に係る第二十三面の開示を行う場合には、同面の項番6「合計」の項目欄からニ欄までの合計額と一致する。

vv 項番23「勘定間の振替分」の項には、自己資本比率告示第二章から第四章まで又は持株自己資本比率告示第二章から第四章までの規定により勘定間の振替を行った結果、マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額から信用リスク・アセットの額に加算する額(イ欄及びロ欄)及びこれに係る所要自己資本の額(ハ欄及びニ欄)をそれぞれ記載すること。

[ww・xx 同左]

yy 項番26「フロア調整」の項には、自己資本比率告示第十三条又は第二十四条の規定又は持株自己資本比率告示第十三条の規定により自己資本比率告示第二条各号及び第二条の二第一項又は第十四条各号及び

各号及び第十四条の二第一項又は持株自己資本比率告示第二条各号及び第二条の二第一項の算式の分母に加えるべき額（イ欄及びロ欄）及びこれらに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

[zz～ccc 略]

〔(第二面)～(第五面) 略〕

(第六面)

(単位：百万円)

CR 5a : 標準的手法—資産クラス及びリスク・ウェイト別の信用リスク・エクspoージャー		
項番	信用リスク・エクspoージャーの額（CCF・ 信用リスク削減手法適用後）	〔略〕
資産クラス	リスク・ウェイト	〔略〕
〔略〕		
4	〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕
5	カバード・ポンド向け	〔略〕
〔略〕		
9a	不動産関連向け うち、自己居住用不動産等向 け	〔略〕
	うち、抵当権が第二順位以下で適格要件 をみたすもの	

第十四条の二第一項又は持株自己資本比率告示第二条各号及び第二条の二第一項の算式の分母に加えるべき額（イ欄及びロ欄）及びこれらに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

[zz～ccc 同左]

〔(第二面)～(第五面) 同左〕

(第六面)

(単位：百万円)

CR 5a : 標準的手法—資産クラス及びリスク・ウェイト別の信用リスク・エクspoージャー		
項番	信用リスク・エクspoージャーの額（CCF・ 信用リスク削減手法適用後）	〔同左〕
資産クラス	リスク・ウェイト	〔同左〕
〔同左〕		
4	〔同左〕	〔同左〕
	〔同左〕	〔同左〕
5	カバード・ポンド	〔同左〕
〔同左〕		
9a	〔同左〕	〔同左〕
	うち、抵当権が第二順位で適格要件をみ たすもの	

9b	不動産関連向け うち、賃貸用不動産向け	〔略〕
	うち、抵当権が <u>第二順位</u> 以下で適格要件をみたすもの	
9c	不動産関連向け うち、事業用不動産関連	〔略〕
	うち、抵当権が <u>第二順位</u> 以下で適格要件をみたすもの	
9d	不動産関連向け うち、その他不動産関連	〔略〕
	うち、抵当権が <u>第二順位</u> 以下で適格要件をみたすもの	
〔略〕		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十六条の五の規定又は持株自己資本比率告示第五十四条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a～s 略]

t 項番9a「不動産関連向け うち、自己居住用不動産等向け」の項には、自己居住用不動産等向けエクスポートージャー（自己資本比率告示第六十八条第一項又は持株自己資本比率告示第四十六条第一項に規定する自己居住用不動産等向けエクスポートージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番9aに計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

9b	〔同左〕	〔同左〕
	うち、抵当権が <u>第二順位</u> で適格要件をみたすもの	
9c	〔同左〕	〔同左〕
	うち、抵当権が <u>第二順位</u> で適格要件をみたすもの	
9d	〔同左〕	〔同左〕
	うち、抵当権が <u>第二順位</u> で適格要件をみたすもの	
〔同左〕		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十六条の五の規定又は持株自己資本比率告示第五十四条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a～s 同左]

t 項番9a「不動産関連向け うち、自己居住用不動産等向け」の項には、自己居住用不動産等向けエクスポートージャー（自己資本比率告示第六十八条第一項又は持株自己資本比率告示第四十六条第一項に規定する自己居住用不動産等向けエクスポートージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番9aに計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

- u 「不動産関連向け うち、自己居住用不動産等向け うち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの」の項には、自己資本比率告示第六十八条第三項又は持株自己資本比率告示第四十六条第三項に規定する適格要件の全てを満たし、かつ、抵当権が第二順位以下である自己居住用不動産等向けエクスポートージャーに係る額を記載すること。
 - v [略]
 - w 「不動産関連向け うち、賃貸用不動産向け うち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの」の項には、自己資本比率告示第六十九条第三項又は持株自己資本比率告示第四十七条第三項に規定する適格要件の全てを満たし、かつ、抵当権が第二順位以下である賃貸用不動産向けエクスポートージャーに係る額を記載すること。
 - x [略]
 - y 「不動産関連向け うち、事業用不動産関連 うち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの」の項には、自己資本比率告示第七十条第三項において準用する自己資本比率告示第六十九条第三項又は持株自己資本比率告示第四十八条第三項において準用する持株自己資本比率告示第四十七条第三項に規定する適格要件の全てを満たし、かつ、抵当権が第二順位以下である事業用不動産関連エクスポートージャーに係る額を記載すること。
 - z [略]
 - aa 「不動産関連向け うち、その他不動産関連 うち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの」の項には、抵当権が第二順位以下であるその他不動産関連エクスポートージャーに係る額を記載すること。
 - bb 項番9e「不動産関連向け うち、ADC向け」の項には、ADC向けエクスポートージャー（自己資本比率告示第七十条の三又は持株自己資本比率告示第四十八条の三に規定するADC向けエクスポートージャーをいう。）に係る額を記載すること。また、項番9eに計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

[(第六面の二) ~ (第二十二面) 略]

(第二十三面)

(単位：百万円)

MR 3：簡易的方式によるマーケット・リスク相当額

[略]

(注)

- u 「不動産閑倉向け うち、自己居住用不動産等向け うち、抵当権が第二順位で適格要件をみたすもの」の項には、自己資本比率告示第六十八条第三項又は持株自己資本比率告示第四十六条第三項に規定する適格要件の全てを満たし、かつ、抵当権が第二順位である自己居住用不動産等向けエクスボージャーに係る額を記載すること。

v [同左]

- w 「不動産関連向け うち、貸貸用不動産向け うち、抵当権が第二順位で適格要件をみたすもの」の項には、自己資本比率告示第六十九条第三項又は持株自己資本比率告示第四十七条第三項に規定する適格要件の全てを満たし、かつ、抵当権が第二順位である貸貸用不動産向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

x [同左]

- y 「不動産関連向け うち、事業用不動産関連 うち、抵当権が第二順位で適格要件をみたすもの」の項には、自己資本比率告示第七十条第三項において準用する第六十九条第三項又は持株自己資本比率告示第四十八条第三項において準用する持株自己資本比率告示第四十七条第三項に規定する適格要件の全てを満たし、かつ、抵当権が第二順位である事業用不動産関連エクスポートナーに係る額を記載すること。

z 「同左」

- aa 「不動産関連向け うち、その他不動産関連 うち、抵当権が第二順位で適格要件をみたすもの」の項には、抵当権が第二順位であるその他不動産関連車エクスポートに係る額を記載すること。

- bb 項番9e「不動産関連向け うち、ADC向け」の項には、ADC向けエクスポートジャー（自己資本比率告示第七十条の三第一項又は持株自己資本比率告示第四十八条の三第一項に規定するその他不動産関連エクスポートジャーをいう。）に係る額を記載すること。また、項番9eに計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

[cc~jj 同左]

[(第六面の二) ~ (第二十二面) 同左]

(第二十三面)

(単位：百万円)

MR 3：簡易的方式によるマーケット・リスク相当額

[同左]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「金利リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額」の項には、自己資本比率告示第二百九十三条及び第二百九十四条の規定又は持株自己資本比率告示第二百七十二条の規定により算出した金利リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額（自己資本比率告示第二百九十四条第一項又は持株自己資本比率告示第二百七十二条第一項に規定する債券等に係る個別リスクの額及び一般市場リスクの額の合計額）を記載すること。
- b 項番2「株式リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額」の項には、自己資本比率告示第二百九十三条及び第二百九十五条の規定又は持株自己資本比率告示第二百七十二条の規定により算出した株式リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額（自己資本比率告示第二百九十五条又は持株自己資本比率告示第二百七十三条に規定する株式等に係る個別リスクの額及び一般市場リスクの額の合計額）を記載すること。
- c 項番3「コモディティ・リスクの額」の項には、自己資本比率告示第二百九十三条及び第二百九十七条の規定又は持株自己資本比率告示第二百七十二条の規定により算出したコモディティ・リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額を記載すること。
- d 項番4「外国為替リスクの額」の項には、自己資本比率告示第二百九十三条及び第二百九十六条の規定又は持株自己資本比率告示第二百七十二条の規定により算出した外国為替リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額を記載すること。
- e 項番5「証券化エクスポートジャヤに係る個別リスクの額」の項には、自己資本比率告示第三百二条の二から第三百二条の四までの規定又は持株自己資本比率告示第二百八十条の二から第二百八十条の四までの規定により算出した証券化エクスポートジャヤの個別リスクの額並びに自己資本比率告示第三百二条の五及び第三百二条の六の規定又は持株自己資本比率告示第二百八十条の五及び第二百八十条の六の規定により算出した特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る個別リスクの額の合計額を記載すること。
- f [略]
- g 項番6「合計」の項イ欄からニ欄までの合計額は、第一面の「マーケット・リスク うち、簡易的方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。
- h イ欄には、自己資本比率告示第二百九十四条から第二百九十七条の三までの規定又は持株自己資本比率告示第二百七十二条から第二百七十五条の三までの規定により算出した簡易的方式によるマーケット・リ

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「金利リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額」の項には、自己資本比率告示第二百九十四条の規定又は持株自己資本比率告示第二百七十二条の規定により算出した金利リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額（自己資本比率告示第二百九十四条第一項又は持株自己資本比率告示第二百七十二条第一項に規定する債券等に係る個別リスクの額及び一般市場リスクの額の合計額）を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- b 項番2「株式リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額」の項には、自己資本比率告示第二百九十五条の規定又は持株自己資本比率告示第二百七十三条の規定により算出した株式リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額（自己資本比率告示第二百九十五条又は持株自己資本比率告示第二百七十三条に規定する株式等に係る個別リスクの額及び一般市場リスクの額の合計額）を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- c 項番3「コモディティ・リスクの額」の項には、自己資本比率告示第二百九十七条の規定又は持株自己資本比率告示第二百七十五条の規定により算出したコモディティ・リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- d 項番4「外国為替リスクの額」の項には、自己資本比率告示第二百九十六条の規定又は持株自己資本比率告示第二百七十四条の規定により算出した外国為替リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- e 項番5「証券化エクスポートジャヤに係る個別リスクの額」の項には、自己資本比率告示第三百二条の二から第三百二条の五までの規定又は持株自己資本比率告示第二百八十条の二から第二百八十条の五までの規定により算出した証券化エクスポートジャヤの個別リスクの額及び自己資本比率告示第三百二条の六の規定又は持株自己資本比率告示第二百八十条の六の規定により算出した特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る個別リスクの額の合計額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- f [同左]
- g 項番6「合計」の項の額は、第一面の「マーケット・リスク うち、簡易的方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。
- h イ欄には、自己資本比率告示第二百九十四条から第二百九十七条の三までの規定又は持株自己資本比率告示第二百七十二条から第二百七十五条の三までの規定により算出した簡易的方式によるマーケット・リ

スク相当額を記載すること。

- i ロ欄には、自己資本比率告示第二百九十九条の規定又は持株自己資本告示第二百七十七条の規定により算出した簡便法を用いる場合のオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額を記載すること。
- j ハ欄には、自己資本比率告示第三百条の規定又は持株自己資本比率告示第二百七十八条の規定により算出したオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額（自己資本比率告示第三百条第二号又は持株自己資本比率告示第二百七十八条第二号に規定するガンマ・リスク及び自己資本比率告示第三百条第三号又は持株自己資本比率告示第二百七十八条第三号に規定するベガ・リスクに係るマーケット・リスク相当額の合計額）を記載すること。
- k ニ欄には、自己資本比率告示第三百一条の規定又は持株自己資本告示第二百七十九条の規定により算出したシナリオ法を用いる場合のオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額を記載すること。

[1~n 略]

[(第二十四面) ~ (第三十面) 略]

スク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。

- i ロ欄には、自己資本比率告示第二百九十九条の規定又は持株自己資本告示第二百七十七条の規定により算出した簡便法を用いる場合のオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- j ハ欄には、自己資本比率告示第三百条の規定又は持株自己資本比率告示第二百七十八条の規定により算出したオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額（自己資本比率告示第三百条第二号又は持株自己資本比率告示第二百七十八条第二号に規定するガンマ・リスク及び自己資本比率告示第三百条第三号又は持株自己資本比率告示第二百七十八条第三号に規定するベガ・リスクに係るマーケット・リスク相当額の合計額）を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- k ニ欄には、自己資本比率告示第三百一条の規定又は持株自己資本告示第二百七十九条の規定により算出したシナリオ法を用いる場合のオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。

[1~n 同左]

[(第二十四面) ~ (第三十面) 同左]

(別紙様式第五号)

(単位：百万円、%)

CC 1：自己資本の構成（銀行連結・持株）				
国際様式 の該当番 号	項目	イ	ロ	ハ
		当期末	前期末	別紙様式 第十四号 (CC 2) の参照項 目
[略]				
34	その他 Tier 1 資本に係る調整後非支配株主持分等の額			
[項を削る。]				
[項を削る。]				
[項を削る。]				
[略]				
48	Tier 2 資本に係る調整後非支配株主持分等の額			
[項を削る。]				
[項を削る。]				
[項を削る。]				
[略]				
79	適格引当金に係る Tier 2 資本算入上限額			

(別紙様式第五号)

(単位：百万円、%)

CC 1：自己資本の構成（銀行連結・持株）				
国際様式 の該当番 号	項目	イ	ロ	ハ
		当期末	前期末	別紙様式 第十四号 (CC 2) の参照項 目
[同左]				
34-35	その他 Tier 1 資本に係る調整後非支配株主持分等の額			
33+35	適格旧 Tier 1 資本調達手段の額のうちその他 Tier 1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額			
33	うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額			
35	うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額			
[同左]				
48-49	Tier 2 資本に係る調整後非支配株主持分等の額			
47+49	適格旧 Tier 2 資本調達手段の額のうち Tier 2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額			
47	うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額			
49	うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額			
[同左]				
79	適格引当金に係る Tier 2 資本算入上限額			
資本調達手段に係る経過措置に関する事項 (10)				
82	適格旧 Tier 1 資本調達手段に係る算入上限額			

83	適格旧 Tier 1 資本調達手段の額から適格旧 Tier 1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）		
84	適格旧 Tier 2 資本調達手段に係る算入上限額		
85	適格旧 Tier 2 資本調達手段の額から適格旧 Tier 2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）		

(注)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示、持株自己資本比率告示、銀行TLAC告示及び銀行持株会社TLAC告示において使用する用語の例によるものとする。

〔1〕・〔2〕 略

(3) その他 Tier 1 資本に係る基礎項目

a [略]

[削る。]

b [略]

[削る。]

[削る。]

(4) Tier 2 資本に係る基礎項目

a [略]

[削る。]

[削る。]

(注)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示、持株自己資本比率告示、銀行TLAC告示及び銀行持株会社TLAC告示において使用する用語の例によるものとする。

〔1〕・〔2〕 同左

(3) [同左]

a [同左]

b 「銀行の特別目的会社等」は、銀行がその総株主等の議決権の全てを保有するものに限る。以下同じ。

c [同左]

d 持株会社にあっては、「うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額」を「うち、銀行持株会社及び銀行持株会社の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額」と読み替えるものとする。

e 持株会社にあっては、「うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額」を「うち、銀行持株会社の連結子法人等（銀行持株会社の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額」と読み替えるものとする。

(4) [同左]

a [同左]

b 持株会社にあっては、「うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額」を「うち、銀行持株会社及び銀行持株会社の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額」と読み替えるものとする。

c 持株会社にあっては、「うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額」を「うち、銀行持株会社の連結子法人等（銀行持株会社の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額」と読み替えるものとする。

b・c [略]

〔5)～(9) 略〕

〔削る。〕

10 [略]

d・e [同左]

〔5)～(9) 同左〕

10 資本調達手段に係る経過措置に関する事項

a 「適格旧 Tier 1 資本調達手段に係る算入上限額」とは、自己資本比率改正告示（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準及び銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社及びその子会社の保有する資産に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（平成二十四年金融庁告示第二十八号）をいう。以下同じ。）附則第三条第一項の規定に従い、同項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧 Tier 1 資本調達手段に係る基準額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう。

b 「適格旧 Tier 2 資本調達手段に係る算入上限額」とは、自己資本比率改正告示附則第三条第二項の規定に従い、同条第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧 Tier 2 資本調達手段に係る基準額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう。

11 [同左]

(別紙様式第八号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV 1：リスク・アセットの概要

[略]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～c 略]

d 項番3「信用リスク うち、基礎的内部格付手法適用分」の項には、基礎的内部格付手法を適用して算出する自己資本比率告示第百五十二条第一号イ又は持株自己資本比率告示第百三十条第一号イに規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、自金融機関が基礎的内部格付手法採用行である場合は、内部格付手法を適用して算出する当該信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

[e～u 略]

v 「CVAリスク うち、SA-CVA適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第十五面の三の開示、当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第十一面の三の開示を行う場合には、それぞれの面の項番7「合計」の項イ欄の額と一致する。

[w～cc 略]

dd 項番16「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャー」の項には、自己資本比率告示第八章の規定又は持株自己資本比率告示第六章の規定により算出した証券化エクスボージャーの信用リスク・アセットの合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

[ee～rr 略]

ss 「マーケット・リスク うち、簡易的方式適用分」の項ハ欄の額は、当四半期に係る別紙様式第二号第二十九面の開示を行う場合には、同面の項番6「合計」の項イ欄からニ欄までの合計額と一致する。

tt 項番23「勘定間の振替分」の項には、自己資本比率告示第二章若しくは第三章又は持株自己資本比率告示第二章の規定により勘定間の振替を行った結果、マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで

(別紙様式第八号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV 1：リスク・アセットの概要

[同左]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～c 同左]

d 項番3「信用リスク うち、基礎的内部格付手法適用分」の項には、基礎的内部格付手法を適用して算出する自己資本比率告示第百五十二条第一号イ又は持株自己資本比率告示第百三十条第一号イに規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、自金融機関が基礎的内部格付手法採用行である場合は、内部格付手法を適用して算出する当該信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

[e～u 同左]

v 「CVAリスク うち、SA-CVA適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第十五面の三の開示、当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第十一面の三の開示を行う場合には、それぞれの面の項番7「合計」の項イ欄の額と一致する。

[w～cc 同左]

dd 項番16「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャー」の欄には、自己資本比率告示第八章の規定又は持株自己資本比率告示第六章の規定により算出した証券化エクスボージャーの信用リスク・アセットの合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

[ee～rr 同左]

ss 「マーケット・リスク うち、簡易的方式適用分」の項ハ欄の額は、当四半期に係る第二十九面の開示を行う場合には、同面の項番6「合計」の項イ欄からニ欄までの合計額と一致する。

tt 項番23「勘定間の振替分」の項には、自己資本比率告示第二章から第四章まで若しくは持株自己資本比率告示第二章から第四章までの規定により勘定間の振替を行った結果、マーケット・リスク相当額の合計

除して得た額から信用リスク・アセットの額に加算する額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

[uu・vv 略]

ww 項番26「フロア調整」の項には、自己資本比率告示第十三条若しくは第二十四条の規定若しくは持株自己資本比率告示第十三条の規定により自己資本比率告示第二条各号及び第二条の二第一項若しくは第十四条各号及び第十四条の二第一項又は持株自己資本比率告示第二条各号及び第二条の二第一項の算式の分母に加えるべき額（イ欄及びロ欄）及びこれらに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

[xx～aaa 略]

[(第二面)～(第六面) 略]

額を8パーセントで除して得た額から信用リスク・アセットの額に加算する額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

[uu・vv 同左]

ww 項番26「フロア調整」の項には、自己資本比率告示第十三条又は第二十四条の規定又は持株自己資本比率告示第十三条の規定により自己資本比率告示第二条各号及び第二条の二第一項又は第十四条各号及び第十四条の二第一項又は持株自己資本比率告示第二条各号及び第二条の二第一項の算式の分母に加えるべき額（イ欄及びロ欄）及びこれらに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

[xx～aaa 同左]

[(第二面)～(第六面) 同左]

(別紙様式第九号)

(単位：百万円、%)

KM1：主要な指標（銀行単体）					
国際様式の該当番号		イ	ロ	ハ	ニ
		当四半期末	前四半期末	前々四半期末	ハの前四半期末
〔略〕					
4	リスク・アセットの額				
4 a	リスク・アセットの額（フロア調整前）				
	リスク・アセットの額（フロア調整最終実施ベース）				
〔略〕					
5	普通株式等 Tier 1 比率				
5 a	普通株式等 Tier 1 比率（フロア調整前）				
	普通株式等 Tier 1 比率（フロア調整最終実施ベース）				
6	Tier 1 比率				
6 a	Tier 1 比率（フロア調整前）				
	Tier 1 比率（フロア調整最終実施ベース）				
7	総自己資本比率				
7 a	総自己資本比率（フロア調整前）				
	総自己資本比率（フロア調整最終実施ベース）				
〔略〕					

（注）

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及びレバレッジ比率告示において使用する用語の例によるものとする。

(別紙様式第九号)

(単位：百万円、%)

KM1：主要な指標（銀行単体）					
国際様式の該当番号		イ	ロ	ハ	ニ
		当四半期末	前四半期末	前々四半期末	ハの前四半期末
〔同左〕					
4	リスク・アセットの額				
〔同左〕					
5	普通株式等 Tier 1 比率				
6	Tier 1 比率				
7	総自己資本比率				
〔同左〕					

（注）

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及びレバレッジ比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a・b 略]

c 項番4 a 「リスク・アセットの額（フロア調整前）」の項には、自己資本比率告示第十四条各号及び第十四条の二第一項の算式の分母について、自己資本比率告示第二十四条の規定を適用しないで算出した額（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。

d 「リスク・アセットの額（フロア調整最終実施ベース）」の項には、自己資本比率告示第十四条各号及び第十四条の二第一項の算式の分母について、令和四年自己資本比率告示改正告示附則第五条の規定を適用しないで算出した額（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。ただし、令和四年自己資本比率告示改正告示による改正後の自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を行う最初の日から五年を経過した日以後、この項は削除するものとする。

e 項番5 a 「普通株式等 Tier 1 比率（フロア調整前）」の項には、自己資本比率告示第十四条第一号に規定する単体普通株式等 Tier 1 比率について、自己資本比率告示第二十四条の規定を適用しないで算出した値（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。

f 「普通株式等 Tier 1 比率（フロア調整最終実施ベース）」の項には、自己資本比率告示第十四条第一号に規定する単体普通株式等 Tier 1 比率について、令和四年自己資本比率告示改正告示附則第五条の規定を適用しないで算出した値（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。ただし、令和四年自己資本比率告示改正告示による改正後の自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を行う最初の日から五年を経過した日以後、この項は削除するものとする。

g 項番6 a 「Tier 1 比率（フロア調整前）」の項には、自己資本比率告示第十四条第二号に規定する単体 Tier 1 比率について、自己資本比率告示第二十四条の規定を適用しないで算出した値（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。

h 「Tier 1 比率（フロア調整最終実施ベース）」の項には、自己資本比率告示第十四条第二号に規定する単体 Tier 1 比率について、令和四年自己資本比率告示改正告示附則第五条の規定を適用しないで算出した値（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。ただし、令和四年自己資本比率告示改正告示による改正後の自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を行う最初の日から五年を経過した日以後、この項は削除するものとする。

i 項番7 a 「総自己資本比率（フロア調整前）」の項には、自己資本比率告示第十四条第三号に規定する単体総自己資本比率について、自己資本比率告示第二十四条の規定を適用しないで算出した値（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。

j 「総自己資本比率（フロア調整最終実施ベース）」の項には、自己資本比率告示第十四条第三号に規定す

[a・b 同左]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

る単体総自己資本比率について、令和四年自己資本比率告示改正告示附則第五条の規定を適用しないで算出した値（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。ただし、令和四年自己資本比率告示改正告示による改正後の自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を行う最初の日から五年を経過した日以後、この項目は削除するものとする。

- k 項番4 a 「リスク・アセットの額（フロア調整前）」、「リスク・アセットの額（フロア調整最終実施ベース）」、項番5 a 「普通株式等Tier 1比率（フロア調整前）」、「普通株式等Tier 1比率（フロア調整最終実施ベース）」、項番6 a 「Tier 1比率（フロア調整前）」、「Tier 1比率（フロア調整最終実施ベース）」、項番7 a 「総自己資本比率（フロア調整前）」及び「総自己資本比率（フロア調整最終実施ベース）」の項におけるロ欄「前四半期末」、ハ欄「前々四半期末」、ニ欄「ハの前四半期末」及びホ欄「ニの前四半期末」が令和四年自己資本比率告示改正告示による改正後の自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を行う最初の日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

l [略]

〔削る。〕

- m この様式に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には、項を削除せず、「—」を記載すること（lに該当する場合には、当該項を削除することができる。）。

n・o [略]

〔加える。〕

c [同左]

- d 項番13「総エクスポージャーの額」及び項番14「単体レバレッジ比率」の項におけるロ欄「前四半期末」、ハ欄「前々四半期末」、ニ欄「ハの前四半期末」及びホ欄「ニの前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

- e この様式に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には、項を削除せず、「—」を記載すること（cに該当する場合には、当該項を削除することができる。）。

f・g [同左]

(別紙様式第十号)

(単位：百万円、%)

KM1：主要な指標（銀行連結・持株）

国際 様 式 の 該 当 番 号		イ	ロ	ハ	ニ	ホ
		当四半 期末	前四半 期末	前々四 半期末	ハの前 四半期 末	ニの前 四半期 末

〔略〕

4	リスク・アセットの額					
4 a	リスク・アセットの額（フロア調整前）					
	リスク・アセットの額（フロア調整最終実施ベース）					

〔略〕

5	連結普通株式等 Tier 1 比率					
5 a	連結普通株式等 Tier 1 比率（フロア調整前）					
	連結普通株式等 Tier 1 比率（フロア調整最終実施ベース）					
6	連結 Tier 1 比率					
6 a	連結 Tier 1 比率（フロア調整前）					
	連結 Tier 1 比率（フロア調整最終実施ベース）					
7	連結総自己資本比率					
7 a	連結総自己資本比率（フロア調整前）					
	連結総自己資本比率（フロア調整最終実施ベース）					

〔略〕

(注)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示並

(別紙様式第十号)

(単位：百万円、%)

KM1：主要な指標（銀行連結・持株）

国際 様 式 の 該 当 番 号		イ	ロ	ハ	ニ	ホ
		当四半 期末	前四半 期末	前々四 半期末	ハの前 四半期 末	ニの前 四半期 末

〔同左〕

4	リスク・アセットの額					
---	------------	--	--	--	--	--

〔同左〕

5	連結普通株式等 Tier 1 比率					
6	連結 Tier 1 比率					
7	連結総自己資本比率					

〔同左〕

(注)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示並

びにレバレッジ比率告示及び特株レバレッジ比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～c 略]

d 項番4 a 「リスク・アセットの額（フロア調整前）」の項には、自己資本比率告示第二条各号及び第二条の二第一項又は持株自己資本比率告示第二条各号及び第二条の二第一項の算式の分母について、自己資本比率告示第十三条又は持株自己資本比率告示第十三条の規定を適用しないで算出した額（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。

e 「リスク・アセットの額（フロア調整最終実施ベース）」の項には、自己資本比率告示第二条各号及び第二条の二第一項又は持株自己資本比率告示第二条各号及び第二条の二第一項の算式の分母について、令和四年自己資本比率告示改正告示附則第五条又は令和四年持株自己資本比率告示改正告示附則第五条の規定を適用しないで算出した額（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。ただし、令和四年自己資本比率告示改正告示による改正後の自己資本比率告示又は令和四年持株自己資本比率告示改正告示による改正後の持株自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を行う最初の日から五年を経過した日以後、この項は削除するものとする。

f 項番5 a 「連結普通株式等Tier 1比率（フロア調整前）」の項には、自己資本比率告示第二条第一号又は持株自己資本比率告示第二条第一号に規定する連結普通株式等Tier 1比率について、自己資本比率告示第十三条又は持株自己資本比率告示第十三条の規定を適用しないで算出した値（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。

g 「連結普通株式等Tier 1比率（フロア調整最終実施ベース）」の項には、自己資本比率告示第二条第一号又は持株自己資本比率告示第二条第一号に規定する連結普通株式等Tier 1比率について、令和四年自己資本比率告示改正告示附則第五条又は令和四年持株自己資本比率告示改正告示附則第五条の規定を適用しないで算出した額（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。ただし、令和四年自己資本比率告示改正告示による改正後の自己資本比率告示又は令和四年持株自己資本比率告示改正告示による改正後の持株自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を行う最初の日から五年を経過した日以後、この項は削除するものとする。

h 項番6 a 「連結Tier 1比率（フロア調整前）」の項には、自己資本比率告示第二条第二号又は持株自己資本比率告示第二条第二号に規定する連結Tier 1比率について、自己資本比率告示第十三条又は持株自己資本比率告示第十三条の規定を適用しないで算出した値（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。

i 「連結Tier 1比率（フロア調整最終実施ベース）」の項には、自己資本比率告示第二条第二号又は持株自己資本比率告示第二条第二号に規定する連結Tier 1比率について、令和四年自己資本比率告示改正告示附

びにレバレッジ比率告示及び特株レバレッジ比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～c 同左]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

則第五条又は令和四年持株自己資本比率告示改正告示附則第五条の規定を適用しないで算出した額（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。ただし、令和四年自己資本比率告示による改正後の自己資本比率告示又は令和四年持株自己資本比率告示改正告示による改正後の持株自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を行う最初の日から五年を経過した日以後、この項は削除するものとする。

j 項番7 a 「連結総自己資本比率（フロア調整前）」の項には、自己資本比率告示第二条第三号又は持株自己資本比率告示第二条第三号に規定する連結総自己資本比率について、自己資本比率告示第十三条又は持株自己資本比率告示第十三条の規定を適用しないで算出した値（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。

k 「連結総自己資本比率（フロア調整最終実施ベース）」の項には、自己資本比率告示第二条第三号又は持株自己資本比率告示第二条第三号に規定する連結総自己資本比率について、令和四年自己資本比率告示改正告示附則第五条又は令和四年持株自己資本比率告示改正告示附則第五条の規定を適用しないで算出した額（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。ただし、令和四年自己資本比率告示による改正後の自己資本比率告示又は令和四年持株自己資本比率告示による改正後の持株自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を行う最初の日から五年を経過した日以後、この項は削除するものとする。

l 項番4 a 「リスク・アセットの額（フロア調整前）」、「リスク・アセットの額（フロア調整最終実施ベース）」、項番5 a 「連結普通株式等 Tier 1 比率（フロア調整前）」、「連結普通株式等 Tier 1 比率（フロア調整最終実施ベース）」、項番6 a 「連結 Tier 1 比率（フロア調整前）」、「連結 Tier 1 比率（フロア調整最終実施ベース）」、項番7 a 「連結総自己資本比率（フロア調整前）」及び「連結総自己資本比率（フロア調整最終実施ベース）」の項におけるロ欄「前四半期末」、ハ欄「前々四半期末」、ニ欄「ハの前四半期末」及びホ欄「ニの前四半期末」が令和四年自己資本比率告示による改正後の自己資本比率告示又は令和四年持株自己資本比率告示による改正後の持株自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を行う最初の日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

m [略]

n この様式に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には、項を削除せず、「一」を記載すること（mに該当する場合には、当該項を削除することができる。）。

o・p [同左]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

d [同左]

e この様式に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には、項を削除せず、「一」を記載すること（dに該当する場合には、当該項を削除することができる。）。

f・g [略]

(別紙様式第十一号の二)

[(第一面)・(第二面) 略]

(第三面)

(単位：百万円)

MR 3：簡易的方式によるマーケット・リスク相当額

〔略〕

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「金利リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額」の項には、自己資本比率告示第二百九十三条及び第二百九十四条の規定又は持株自己資本比率告示第二百七十七条及び第二百七十二条の規定により算出した金利リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額（自己資本比率告示第二百九十四条第一項又は持株自己資本比率告示第二百七十二条第一項に規定する債券等に係る個別リスクの額及び一般市場リスクの額の合計額）を記載すること。
- b 項番2「株式リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額」の項には、自己資本比率告示第二百九十三条及び第二百九十五条の規定又は持株自己資本比率告示第二百七十七条及び第二百七十三条の規定により算出した株式リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額（自己資本比率告示第二百九十五条又は持株自己資本比率告示第二百七十三条に規定する株式等に係る個別リスクの額及び一般市場リスクの額の合計額）を記載すること。
- c 項番3「コモディティ・リスクの額」の項には、自己資本比率告示第二百九十三条及び第二百九十七条の規定又は持株自己資本比率告示第二百七十七条及び第二百七十五条の規定により算出したコモディティ・リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額を記載すること。
- d 項番4「外国為替リスクの額」の項には、自己資本比率告示第二百九十三条及び第二百九十六条の規定又は持株自己資本比率告示第二百七十七条及び第二百七十四条の規定により算出した外国為替リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額を記載すること。
- e 項番5「証券化エクスポートジャヤーに係る個別リスクの額」の項には、自己資本比率告示第三百二条の二から第三百二条の四までの規定又は持株自己資本比率告示第二百八十条の二から第二百八十条の四までの規定により算出した証券化エクスポートジャヤーの個別リスクの額並びに自己資本比率告示第三百二条の五及び第三百二条の六の規定又は持株自己資本比率告示第二百八十条の五及び第二百八十条の六の規定

(別紙様式第十一号の二)

[(第一面)・(第二面) 同左]

(第三面)

(単位：百万円)

MR 3：簡易的方式によるマーケット・リスク相当額

〔同左〕

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「金利リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額」の項には、自己資本比率告示第二百九十四条の規定又は持株自己資本比率告示第二百七十二条の規定により算出した金利リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額（自己資本比率告示第二百九十四条第一項又は持株自己資本比率告示第二百七十二条第一項に規定する債券等に係る個別リスクの額及び一般市場リスクの額の合計額）を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- b 項番2「株式リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額」の項には、自己資本比率告示第二百九十五条の規定又は持株自己資本比率告示第二百七十三条の規定により算出した株式リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額（自己資本比率告示第二百九十五条又は持株自己資本比率告示第二百七十三条に規定する株式等に係る個別リスクの額及び一般市場リスクの額の合計額）を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- c 項番3「コモディティ・リスクの額」の項には、自己資本比率告示第二百九十七条の規定又は持株自己資本比率告示第二百七十五条の規定により算出したコモディティ・リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- d 項番4「外国為替リスクの額」の項には、自己資本比率告示第二百九十六条の規定又は持株自己資本比率告示第二百七十四条の規定により算出した外国為替リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- e 項番5「証券化エクスポートジャヤーに係る個別リスクの額」の項には、自己資本比率告示第三百二条の二から第三百二条の五までの規定又は持株自己資本比率告示第二百八十条の二から第二百八十条の五までの規定により算出した証券化エクスポートジャヤーの個別リスクの額、自己資本比率告示第三百二条の六の規定又は持株自己資本比率告示第二百八十条の六の規定により算出した特定順位参照型クレジット・デリバ

により算出した特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る個別リスクの額の合計額を記載すること。

f [略]

g イ欄には、自己資本比率告示第二百九十四条から第二百九十七条の三までの規定又は持株自己資本比率告示第二百七十二条から第二百七十五条の三までの規定により算出した簡易的方式によるマーケット・リスク相当額を記載すること。

h ロ欄には、自己資本比率告示第二百九十九条の規定又は持株自己資本告示第二百七十七条の規定により算出した簡便法を用いる場合のオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額を記載すること。

i ハ欄には、自己資本比率告示第三百条の規定又は持株自己資本比率告示第二百七十八条の規定により算出したオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額（自己資本比率告示第三百条第二号又は持株自己資本比率告示第二百七十八条第二号に規定するガンマ・リスク及び自己資本比率告示第三百条第三号又は持株自己資本比率告示第二百七十八条第三号に規定するベガ・リスクに係るマーケット・リスク相当額の合計額）を記載すること。

j ニ欄には、自己資本比率告示第三百一条の規定又は持株自己資本告示第二百七十九条の規定により算出したシナリオ法を用いる場合のオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額を記載すること。

[k～m 略]

備考 指定の〔 〕の範囲を記入下さい。

タイプに係る個別リスクの額の合計額を8パーセントで除して得た額を記載すること。

f [同左]

g イ欄には、自己資本比率告示第二百九十四条から第二百九十七条の三までの規定又は持株自己資本比率告示第二百七十二条から第二百七十五条の三までの規定に定める方法で算出した簡易的方式によるマーケット・リスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。

h ロ欄には、自己資本比率告示第二百九十九条の規定又は持株自己資本告示第二百七十七条の規定に定める方法により算出した簡便法を用いる場合のオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。

i ハ欄には、自己資本比率告示第三百条の規定又は持株自己資本比率告示第二百七十八条の規定により算出したオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額（自己資本比率告示第三百条第二号又は持株自己資本比率告示第二百七十八条第二号に規定するガンマ・リスク及び自己資本比率告示第三百条第三号又は持株自己資本比率告示第二百七十八条第三号に規定するベガ・リスクに係るマーケット・リスク相当額の合計額）を8パーセントで除して得た額を記載すること。

j ニ欄には、自己資本比率告示第三百一条の規定又は持株自己資本告示第二百七十九条の規定に定める方法により算出したシナリオ法を用いる場合のオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。

[k～m 同左]